

管理組合参謀役

マンション管理士・FP高橋事務所通信

2017年(平成29年)9月25日発行

編集／発行者：高橋 康夫

住所：東京都足立区東和三丁目10-10-510

電話：03-5613-8167

URL：<http://www.tsuneo-mankan.com/>

今年6月、ロンドンで起きた高層住宅火災を受け、国内の高層住宅にも注意喚起が行われている。一般社団法人マンション管理業協会は6月20日、同火災を受け東京消防庁から「高層の共同住宅における防火安全対策の徹底について」依頼があつた、として会員に事務連絡を行つてゐる。

事務連絡によれば、東京消防庁が昨年、3

1戸超の共同住宅を対象に実施した立ち入り

検査では、576棟中463棟が消防法違反の指摘を受けた。

その後、約半数が是正措置を講じたが、未

は正の違反内訳は防火

管理者未選任・消防計

画未作成・自衛消防訓

練未実施等の「防火管

理未関係」が約8割、

設備等点検関係が約2割だつた。

検査では分譲と賃貸

を分類していなかった。

感行行為、「ホタル族」の迷

惑行為、加熱式たばこで解消?埼玉県

戸田市の「ビィオル

ド戸田公園」(築14年、366戸)で

8月、居住者を対象とした体験会は27・2

8日の2日間に計

感行行為、加熱式たばこで解消?埼玉県

管理規約で「違約金」規定

訴状などによれば、原告は大阪・ミナミのファミリー・タップマン・ション（築15年、15階建て約100戸）の管理組合。防犯カメラの映像や入館者記録などで民泊が行われていると確認した5戸の区分所有者や民泊代行業者らを相手に、行為の停止や民泊サイトからの登録抹消などを求めた。この5戸は大阪市が

国土交通省は8月1日、東京・霞が関で「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」（浅見泰司座長）の第2期第1回会合を開いた。昨年1月まで行われた第1期検討会での取りまとめを踏まえ、新たな再生手法や、建替え円滑化法上の敷地売却方針だ。

制度を団地型マニヨンへ活用する場合の要件などについて検討する。来年3月末に中間取りまとめを行い、一団地認定の職権取り消し、再開発の枠組みを生かした団地再生について、それぞれガイドラインを策定する。

敷地売却制度について、現行法令を前提とした仕組みの案が提示された。土地を共有する全棟で耐震性が不足しているケーブルスを対象にし、各棟で5分の4の決議を行えば、団地全体の敷地売却を可能にする。原則、人やグループに売却する。

会合では、団地の売却制度について、現行法令を前提とした仕組みの案が提示された。土地を共有する全棟で耐震性が不足しているケーブルスを対象にし、各棟で5分の4の決議を行えば、団地全体の敷地売却を可能にする。原則、人やグループに売却する。

ただ、委員からは「計画がしつかりしていれば別の業者に売却してもいいのか」「1棟は売却、1棟は耐震改修」というような手法も考えられるのでは」との意見も上がった。同省は「まずは現行法に即した制度

同地の敷地売却も検討

国交省・団地 再生検討会

を作り、その後課題を精査していくべきだ」と述べた。

「管理規約で禁止している民泊を実施している」などとして大阪市の管理組合が8月3日、いわゆる「民泊」を確認した5戸の区分所有者と民泊代行業者ら計9者に、民泊行為の

ホームページで公開している特区民泊の認可や旅館業法に基づく簡易宿泊所の許可を受けた。

70 平方メートル。
行為の停止請求
は管理規約と区分
所有法に基づく。
もともとの管理
規約でも専有部分
の用途は「住居専
用」だったが、管理

管理組合側はこの
「共同の利益に反する
規約違反行為を

吉賠償326万円も請來

声で話すなどの行為を「区分所有者の平穏な共同生活

047号)

ション管理新聞1

大阪市の 管理組合

登録サイトからの削除も

民泊停止求め提訴

組合は昨年管理規約を改正し、民泊を明確に禁止。その後民泊サイトへの登録などの禁止行為を行つた。

る行為」と位置付け、区分所有法57条1項に基づく行為の停止を請求。

行為を妨げる生活妨害行為」だと位置付け、これらの行為も「共同の利益に反する行為」だと結論付けている。管理組合代理人辻岡信也弁護士は「マンションの決まりを守れない民泊は許されない」と話す。(マンション新聞 147号)

編集後記